第百条第四項第二号イ及び第六号中「後写鏡」の下に「及び後方等確認装置」を加え、同条第八項中「別添23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」」を「協定規則第137号の技術的な要件」に改め、同条第十項ただし書を削る。

第百二条第一項第一号中「貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5ｔを超えるもの」を「次号に掲げる自動車」に、「、側車付二輪自動車」を「及び側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される被牽引自動車（後車輪が１個の自動車に限る。）、後車輪が１個の三輪自動車」に、「同規則第２改訂版補足第３改訂版の規則2.」を「同規則第３改訂版規則2.3.(a)」に改め、同項第二号中「同規則第２改訂版補足第３改訂版の規則7.」を「同規則第３改訂版の規則7.又は25.5.から25.9.まで（規則25.7.中「２m」とあるのは「1.5m」と読み替えるものとする。）」に改め、同号ただし書を削る。

２　保安基準第18条の２第３項本文ただし書の告示で定める構造の自動車は、次に掲げるいずれかの自動車とする。

一　前項第一号の自動車であって、次に掲げる要件に適合する構造部を有するもの又は次号イからハまでに掲げる要件に適合する構造部を有するもの

イ　構造部は、その平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側100㎜までの間にあること。ただし、当該構造部の幅は後車軸の幅を超えてもよい。

ロ　構造部の平面部に隙間がある場合にあっては、その隙間の長さの合計が200㎜を超えないこと。

ハ　構造部は、空車状態においてその下縁の高さが地上550㎜以下となること。

ニ　構造部は、その平面部と空車状態において地上1,500㎜以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が450㎜以下となること。

ホ　構造部は、振動、衝撃等によりゆるみ等を生じないものであること。

二　前項第二号の自動車であって次に掲げる要件に適合する構造を有するもの

イ　車体後面の構造部が、その構造部の平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが120㎜（車両総重量が８ｔ以下の自動車、車体後面に貨物を積卸しする昇降装置を有する自動車並びに専ら車両を運搬する構造の自動車であって、荷台後方部分が傾斜している構造、アウトリガにより前車軸を持ち上げ車体後面が接地する構造又は低床荷台の構造を有する車体後面の構造部にあっては100㎜）以上あって、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側100㎜までの間にあること。ただし、車両総重量が８ｔ以下の自動車にあっては、車体後面の構造部は当該自動車の幅の60％以上（最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が1,500㎜以下のものは、当該自動車の車枠後端の幅以上。）であればよい。

ロ　車体後面の構造部の下縁の高さが、空車状態において地上550㎜（車両総重量が８ｔ以下の自動車（最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が1,500m以下のものに限る。）にあっては、600㎜）以下のもの

ハ　車体後面の構造部の平面部と空車状態において地上1,500㎜以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が450㎜以下のもの

三　労働安全衛生法施行令第１条第１項第８号に規定する移動式クレーンであって、車体後面の構造部の平面部と空車状態において地上2,000㎜以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が450㎜以下であるもの

四　次に掲げる自動車のうち、その構造上第１号に掲げる要件に適合する構造部を有することができないものであって、当該基準を可能な限り満たすように構造部が取り付けられているもの

イ　除雪に使用される自動車

ロ　消防自動車であって、車体後部に移動式の消火作業用装置を備えるもの

第百二条第二項各号を次のように改める。

一　突入防止装置は、空車状態においてその下縁の高さが地上550㎜以下となるように取り付けられていること。

二　突入防止装置は、その平面部が車両中心面に直交する鉛直面上で車両中心面に対して対称の位置に取り付けられていること。

三　突入防止装置は、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側100㎜までの間にあるよう取り付けられていること。

四　突入防止装置は、その平面部から空車状態において地上1,500㎜以下にある車体後面（車体後面からの突出量が50㎜以上のフック及びヒンジ等の附属物を有する自動車にあっては当該附属物の後端から前方50㎜）までの水平距離が、300㎜以内（車両総重量が８ｔ以下の自動車にあっては400㎜以内）であって、取り付けることができる自動車の後端に近い位置となるよう取り付けられていること。

五　突入防止装置は、振動、衝撃等によりゆるみ等を生じないように確実に取り付けられていること。

六　車体後部に貨物を積卸しする昇降装置が取り付けられた自動車であって、次に掲げる基準を満たす場合は、昇降装置の支柱により突入防止装置を分割することができる。

イ　昇降装置の支柱が分割された突入防止装置を通過するために必要な当該支柱と突入防止装置との隙間は、25㎜未満であること。

ロ　昇降装置の支柱の外側にある分割された突入防止装置の車両中心面に平行な鉛直面による断面の有効面積は、350㎠以上でなければならない。ただし、車幅が2,000㎜未満の自動車にあっては、この限りでない。

七　突入防止装置は、当該自動車に取り付けた状態のままで、その位置を移動することができる。この場合において、当該突入防止装置は取り付けられた位置から意図せず移動しないよう確実に取り付けられる構造を有し、かつ、その位置を移動させるための操作は容易に行うことができるものでなければならないものとし、運転者席又は突入防止装置のいずれかの見やすい位置に当該突入防止装置が通常使用される位置を示す記号又はラベルが表示されていなければならない。

第百六条第二項第一号中「、乗車定員10人以下の旅客自動車運送事業用自動車の座席であって保安基準第22条の３第１項に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるもの並びに」を「及び」に改める。

第百十二条第二項中「、乗車定員10人以下の旅客自動車運送事業用自動車の乗降口」を削る。

第百十七条第四項第一号中「後写鏡」の下に「及び後方等確認装置」を加える。

第百二十二条の二第二項中「600㎜以内のできるだけ前端」の下に「（自動車の前端からの距離が2,400㎜以内の位置に、600㎜以内の間隔で25㎠以上の大きさの反射器が取り付けられている場合にあっては、2,400㎜以内のできる限り前端）」を加え、「80％」を「70％」に改める。

第百二十四条第二項第五号中「ないこと。」の下に「ただし、運転者異常時対応システムが当該自動車の制動装置を操作している場合にあっては、この限りでない。」を加える。

第百二十五条第二項第六号中「ないこと。」の下に「ただし、運転者異常時対応システムが当該自動車の制動装置を操作している場合にあっては、この限りでない。」を加える。

第百二十九条第二項第一号中「（以下「非常灯」という。）」の下に「又は運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための灯火」を加え、同項第四号中「又は」を「、」に改め、「あった場合」の下に「又は運転者異常時対応システムが当該自動車を制御している場合」を加える。

第百四十条第二項に次の一号を加える。

十四　運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器

第百四十条第二項に次の一号を加える。

八　運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器